# 用語説明

#### 略語

#### I C T

情報通信技術(Information and Communication Technology)の略で、情報処理だけでなく通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

## ■ MaaS (マース)

Mobility as a Serviceの略。出発地から目的地までの移動ニーズに対して最適な移動手段をシームレスに一つのアプリで提供するなど、移動を単なる手段としてではなく、利用者にとっての一元的なサービスとして捉える概念。

#### ■ Park-PFI

飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。

#### PFI

Private Finance Initiative の略。公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るもの。

#### PPP

Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広くとらえた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

#### **TDM**

交通需要マネジメント(Transportation Demand Managementの略。)

自動車の効率的利用や公共交通への利用転換など、交通行動の変更を促し、発生交通量の 抑制や集中の平準化など「交通需要の調整」を行うことにより、道路交通混雑を緩和してい く取組。

## あ行

## ■ エコロジカルネットワーク

野生生物が生息・生育する様々な空間(森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原等)がつながる生態系のネットワーク。

#### ■ エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組。

例えば、住宅地の場合、建築協定等を活用した良好な街並み景観の形成・維持、広場や集会所等を共有する方々による管理組合の組織、管理行為を手掛かりとした良好なコミュニティづくりなどが、業務・商業地の場合、市街地開発と連動した街並み景観の誘導、地域美化やイベントの開催・広報等の地域プロモーションの展開などが挙げられる。

# ■ 温室効果ガス

二酸化炭素、メタンなど、地表から放射された赤外線を一部吸収することによって温室効果をもたらす気体。

## か行

#### ■ 既存ストック

ある一時点に存在する物。都市における既存ストックとは、今まで整備されてきた道路、 公園、下水道等の公共施設や、住宅、商業施設、業務施設、工業施設などのこと。

# ■ 逆線引き

農地等の未利用地が多く残り、計画的市街地整備の見通しが明確でない区域を、市街化区域から市街化調整区域に編入する都市計画の変更。

## ■ 狭あい道路

道路幅員がおおむね4m未満の道路のこと。

#### ■ 居住誘導区域

人口減少下にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域。

## ■ グリーンインフラ

自然環境が有する防災や治水、景観の向上などといった多様な機能を、人工的なインフラの代替手段や補足の手段として有効に活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本の整備の一環として進めようという考え方。

# ■ グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

## ■ 建築協定

建築基準法第69条の規定に基づき、同法で定められた基準に上乗せする形で地域の特性等に基づく一定の制限を地域住民等が自ら設けることのできる制度。またそれをお互いが守っていくことにより、将来にわたって地域の住環境を保全し、魅力ある個性的なまちづくりを進めるためのもの。

#### ■ 洪水八ザードエリア

大雨で河川がはん濫した場合に浸水が予想される区域。

#### ■ 交通結節機能

定時性・定路性のある複数の交通手段(鉄道やバス等)が接続し、相互に乗り継ぐことが 可能な場所・機能。

#### ■ 五地域区分

都道府県が策定する土地利用基本計画において区分される、都市計画区域に相当する「都市地域」、農業振興地域に相当する「農業地域」、国有林、地域森林計画対象民有林に相当する「森林地域」、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園に相当する「自然公園地域」、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県条例の自然環境保全地域に相当する「自然保全地域」の5つの地域。

#### ■ コンパクトシティ

人口減少下において、市街地の拡大を抑制し、生活拠点等に居住や医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を集約することにより、日常生活に必要なサービスが効率的に受けられる都市の形態。国では多くの地方自治体が共有できる具体像として、生活拠点が複数存在し、各地とこれらの拠点が交通ネットワークで結ばれた「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を提唱。

# さ行

#### ■ 災害レッドゾーン

災害発生時に建築物の損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為や住宅の建築等が規制される。災害危険 区域(崖崩れ、出水等)、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域などが該当する。

#### ■ 市街化区域

都市計画法により都市計画で定められる区域区分の一つで、すでに現在市街地を形成しているか、市街化を図るべきと判断されたかのいずれかの区域。

#### ■ 市街化調整区域

都市計画法により都市計画で定められる区域区分の一つで、市街化区域とは反対に、市街化を抑制する区域。

## ■ 自主防災組織

地域住民等で構成する、災害による被害を予防し、軽減するための防災活動を効果的に行うための組織。

#### ■ 指定管理者制度

多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応し、民間のノウハウを活用しながら市民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的に、公の施設の管理運営を、民間事業者を含む幅広い団体(個人は除く)に委ねることができる制度。

#### ■ シビックプライド

都市に対する市民の愛着や誇り。

# ■市民緑地認定制度

民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成 し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。

#### ■ セーフティネット

経済的な危機に陥っても最低限の安全を保障する社会的な制度や対策のこと。

# た行

#### ■ 地域森林計画対象民有林

「森林・林業基本計画」に基づいて国が定める「全国森林計画」に即し、知事が5年ごとに10年を一期として、対象とする民有林の森林の区域、森林の整備の目標などについて定める計画を「地域森林計画」といい、その計画対象となる民有林をいう。民有林には個人や法人が所有する私有林のほか、都道府県や市町村が所有する公有林も含まれる。森林の適正な利用の確保や保全を目的に、地域森林計画対象民有林において立木の伐採や開発行為を行う場合は、市町村への届出や県知事の許可等が必要になる。

## ■ 地区計画

都市計画法に定められた都市計画制度の一つで、住民の生活に身近な地区を単位として、 道路・公園などの施設の配置や建築物の建て方などについて、地区の特性に応じて、きめ細 かなルールを定めるまちづくりの計画。

#### ■ 中心市街地

平成29年3月に内閣総理大臣に認定された「秋田市中心市街地活性化基本計画(第2期計画)」において設定した、秋田駅周辺から保戸野通町、川反地区までの区域(約115ha)。

#### ■ デジタルトランスフォーメーション

IT(情報技術)が社会のあらゆる領域に浸透することによってもたらされる変革。

## ■ テレワーク

コンピュータやネットワークの技術を駆使して、勤務場所や勤務時間の制約を受けずに仕事に取り組む新しい働き方。

#### ■ 都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、 これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

# ■ 都市計画区域

都市の実態や将来の計画を勘案して、一体の都市地域となるべき区域を県が指定するもの。 秋田都市計画区域は、本市の一部および潟上市の一部で構成されている。

#### ■ 都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2の規定に基づき、市町村が定める市町村の都市計画に関する基本的な方針。

市町村が定める都市計画は、都市計画マスタープランに即したものでなければならない。

#### ■ 都市計画法第34条第11号

市街化調整区域における開発許可基準の一つ。

市街化区域に隣接又は近接し、一体的な日常生活圏を構成している一定の集落区域を条例で指定し、周辺環境と調和する用途の建築物の建築等については許容するもの。

秋田市では自己用の専用住宅や小規模の店舗又は事務所などを併設する兼用住宅の建築を 許容している。

# ■ 都市計画法第34条第12号

市街化調整区域における開発許可基準の一つ。

開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として、条例で定めた区域、目的又は予定建築物等の用途に限り許容するもの。

# ■ 都市のスポンジ化

都市の内部において、空き地、空き家等の低未利用土地が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダム性をもって、相当程度の分量で発生する現象。

#### な行

## ■ 二地域居住

都市住民が農山集落などの地域にも同時に生活拠点を持つライフスタイル。

#### ■ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)

断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間のエネルギー収支をゼロ以下にすることを目指した住宅。

# ■ ノーザンステーションゲート秋田プロジェクト

秋田県・秋田市・JR東日本の三者が相互に連携・協力しながら、地方創生に向けたコンパクトなまちづくりを推進するために締結した「地方創生に向けたコンパクトなまちづくりに関する連携協定」に基づき、秋田駅周辺のJR用地における新たな都市機能の立地整備や商業施設、駐車施設の拡充、駅施設のリニューアル等を行う事業。

#### は行

#### **■** ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害の範囲を地図化したもの。予測される災害の拡大 範囲および被害程度、避難場所などの情報を住民等に提供するもの。

#### ■ 人・農地プラン

農業者が話合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り 方などを明確化し、市町村により公表するもの。

## ■ 風致地区

都市計画法で規定される地域地区の一つで、都市における風致を維持するために定められる。

都市の風致とは、水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区内では、都市環境の保全を図るため、建築物の高さや、建蔽率、敷地内の緑地面積などに一定の制限がある。

# ■ 防災意識社会

災害の教訓を踏まえ、行政・住民・企業の全ての主体が災害リスクに関する知識と心構え を共有し、社会全体で、洪水・地震・土砂災害等の様々な災害に備えること。

#### ま行

# ■ マイタイムライン

市民一人ひとりの防災行動計画。

自然災害等に備え、家族構成や地域環境に合わせて、自分自身がとる標準的な防災行動を 時系列的に整理した避難行動計画のこと。

#### ■ マイタウン・バス

郊外の移動手段の確保のために市が委託運行するコミュニティバス。

# ■ 密度の経済

企業の事業運営の経済モデルのこと。事業を一定のエリアに集中して展開することで固定 費が効率的になり経済性が高まるというもので、コンパクトシティ政策の根底にある考え方。

## ■ 緑のまちづくり活動支援基金

市民からの提案、申請に基づき、審査を経て、資金の助成を行うことで、市民自ら提案・ 実践する「緑のまちづくり活動」を支援する都市緑化支援制度。

#### ■ モビリティ・マネジメント

「環境や健康などに配慮した交通行動を大規模かつ個別的に呼びかけていくコミュニケーション施策」を中心として、ひとり一人の住民や、ひとつ一つの職場組織等に働きかけることで、多様な交通手段の適度な利用に向けた自発的な行動の転換を促す取組。

#### や行

#### ■ ユニバーサルデザイン

あらかじめ年齢、性別、人種等にこだわらず多様な人々が利用しやすいように都市や生活 環境をデザインすること。

#### ■ 用途地域

都市計画法で規定される地域地区の一つ。将来のあるべき土地利用の姿を実現するため、 都市の中を住居系、商業系、工業系に大別し、それぞれの地域にふさわしい建築物の用途と 形態(容積率・建蔽率等)を定めるもの。

## ら行

# ■ 立地適正化計画

都市再生特別措置法第81条の規定に基づき、市町村が作成することができる、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共施設の充実に関する包括的なマスタープラン。

生活サービス機能の維持や、公共建築物・社会基盤施設に係る費用の抑制等による持続可能な都市経営を図るため、居住機能とともに、医療・福祉・商業・子育て支援等の都市機能の立地に関する方針や誘導する区域、誘導するための具体的な施策等を定める計画。

## ■ リノベーション

遊休不動産等の用途や機能を変更し、今の時代に適した新しい機能を付与すること。

# ■ 緑化重点地区

緑の保全、整備等の施策を重点的に推進し、緑の基本計画の目標を先導して具体化するため、集中的に緑化事業を行い、緑のまちづくりを積極的に推進する地区。

## ■ 緑地協定

土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。 地域住民の協力で、街を良好な環境にすることができる。

## ■ 臨港地区

都市計画法で規定される地域地区の一つ。港湾区域を地先水面とする陸域において、道路、 倉庫などの港湾施設および水際線を使用する工場、事業所等の用地について、港湾の管理運 営の円滑化を図ることを目的として定められる。